

# 宮城県公報

宮城県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

### 規則

○事務委任規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

（同）

一

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

（市町村課）

一

○公有財産規則の一部を改正する規則

（管財課）

二

### 訓令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

九

## 規則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第一号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の第三号を次のように改める。

三 行政財産に関する次のこと。

イ 次に掲げる行政財産の目的外使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免

(1) 電柱類、鉄塔類若しくは土地評価に影響しない架空電線類の設置又は管類（ケーブルを含む。）の地下埋設

(2) 使用期間が一年を超えないもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の地方機関及び教育機関の長の項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 行政財産（教育財産を除く。以下この号において同じ。）に関する次の事務

イ 次に掲げる行政財産の目的外使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免

(1) 電柱類、鉄塔類若しくは土地評価に影響しない架空電線類の設置又は管類（ケーブルを含む。）の地下埋設

(2) 使用期間が一年を超えないもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け

第二条の表教育委員会の地方機関及び教育機関の長の項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 教育財産（物品であるものを除く。次号において同じ。）の貸付けに係る契約の締結

附則

この規則は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十八項第一号中、「第二十一条第一項」を、「第二十条第一項」に、「使用の許可」を、「借受け」に改め、同項第三号中、「第四十一条第二項」を、「第四十一条第一項」に、「公有財産の現状変更承認」を「承認」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「貸付け」の下に、「（自動販売機の設置の用に供するためのものを除く。）」を加える。

第二十五条中「次条第一号、第二十七条」を「次条、第二十七条、第二十九条」に改め、「第十九条、第三十条」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第二十八条第一項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に、「より国有資産等所在市町村交付金」を「よる国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）」に改める。

第二十八条の二第一項以後段として次のように加える。

この場合において、市町村交付金を交付することとなるときその他県が当該貸付け又は地上権若しくは地役権の設定に係る行政財産を所有していることよつて支出が生ずるときは、これに相当する額を当該行政財産の借受人又は地上権若しくは地上権の設定を受けた者に負担させるものとする。

第四十条中「第二十六条」の下に、「から第二十八条まで、第二十九条」を、「第二十八条」の下に「、第二十九条」を加え、「に準用する」を「準用する」に改める。  
様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第20条関係）

行政財産借受申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請人 住所  
氏名又は名称  
住 所  
氏名又は名称  
〔連帯保証人〕  
氏名又は名称  
①  
②  
③

下記の行政財産を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所 在 地
- 2 借 受 面 積
- 3 借受目的又は用途
- 4 借受希望期間

備考

1 申請書の提出に当たつては、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 事業計画書（関係図面その他の書類を含む。）
  - (2) 申請人が個人である場合においては、申請人の住民票の抄本（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により知事が当該申請人に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用する場合を除く。）及び印鑑登録証明書（③に規定する場合を除く。）
  - (3) 申請人が日本国籍を有しない者である場合においては、申請人の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書
  - (4) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書
- 2 連帯保証人を立てる場合には、当該連帯保証人の1(2)から(4)までのいずれかに掲げる書類を併せて添付してください。

様式第七号の三から様式第八号の三までを次のように改める。

様式第七号の3（第20条関係）

行政財産貸付料等減免申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
申請人 氏名又は名称

㊟

下記のとおり行政財産貸付料等の減免を受けたいので申請します。

記

1 所 在 地

2 借 受 面 積

3 借受目的又は用途

4 借受け等希望期間

5 減免申請の理由

備考 申請書の提出に当たっては、申請人の印鑑登録証明書を添付してください。ただし、申請人が日本国籍を有しない者である場合又は行政財産借受申請書と併せて提出する場合は、不要です。

<p>様式第 8 号 (第 21 条関係)</p> <p>行政財産使用許可申請書</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>申請人 住 所 氏名又は名称 ④</p> <p>下記のとおり行政財産の使用許可を受けたいので申請します。</p> <p>記</p> <p>1 財産の所在</p> <p>2 財産の区分</p> <p>3 面積又は数量</p> <p>4 使用目的</p> <p>5 使用希望期間</p> <p>備考</p> <p>1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 関係図面その他の書類</p> <p>(2) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し</p> <p>2 申請人が個人である場合においては、本人確認を行いますので、申請人の運転免許証その他の申請人が本人であることを確認するに足りるものを持参してください。</p> <p>3 使用期間の満了後引き続き従前の使用許可の内容（使用料に係るものを除く。以下同じ。）と同一の内容で使用許可を受けようとする場合には、1(2)に掲げる書類の添付又は 2 に規定する書類の持参を省略することができます。</p>	<p>様式第 8 号の 2 (第 21 条関係)</p> <p>行政財産使用料減免申請書</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>申請人 住 所 氏名又は名称 ④</p> <p>下記のとおり行政財産使用料の減免を受けたいので申請します。</p> <p>記</p> <p>1 財産の所在</p> <p>2 財産の区分</p> <p>3 面積又は数量</p> <p>4 使用目的</p> <p>5 使用希望期間</p> <p>6 減免申請の理由</p> <p>備考 県の事務又は事業と関連を有する団体が行政財産を当該団体の事務又は事業の用に供する場合において、行政財産使用料の減免を受けようとする場合には、収支決算書その他の当該団体の事務又は事業の実施内容及び収支の状況を記載した書類を添付してください。</p>
	<p>年 月 日</p>

様式第8号の3(第28条関係)

県有財産貸付料減免申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所  
申請人氏名又は名称

⑩

下記のとおり普通財産貸付料の減免を受けたいので申請します。

記

1 所在地

2 財産の区分

3 面積又は数量

4 借受目的又は用途

5 借受希望期間

6 減免申請の理由

備考

1 申請書の提出に当たっては、申請人の印鑑登録証明書を添付してください。ただし、申請人が日本国籍を有しない者である場合又は県有財産借受申請書と併せて提出する場合は、不要です。

2 申請人が県有財産を公益の用に供する場合において、県有財産貸付料の減免を受けようとする場合には、収支決算書その他の申請人の事務又は事業の実施内容及び収支の状況を記載した書類を併せて添付してください。

様式第十一号から様式第十四号までを次のように改める。

様式第11号（第30条関係）

県有財産借受申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請人 住所  
 氏名又は名称 所  
 住 所  
 氏名又は名称

〔連帯保証人 氏名又は名称〕

⑩  
⑪

下記の普通財産を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所在地
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 借受目的又は用途
- 5 借受希望期間

備考

- 1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 申請人が個人である場合においては、申請人の住民票の抄本（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により知事が当該申請人に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用する場合を除く。）及び印鑑登録証明書（②に規定する場合を除く。）
  - (2) 申請人が日本国籍を有しない者である場合においては、申請人の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書
  - (3) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書
- 2 連帯保証人を立てる場合には、当該連帯保証人の1(1)から(3)までのいずれかに掲げる書類を併せて添付してください。

様式第12号（第31条関係）

県有財産借受変更申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請人 住所  
 氏名又は名称 所  
 住 所  
 氏名又は名称

〔連帯保証人 氏名又は名称〕

⑩  
⑪

県有財産の借受けについて、下記のとおり契約を変更したいので申請します。

記

- 1 契約締結年月日
- 2 借受財産の所在地、区分又は面積若しくは数量
- 3 借受目的又は用途
- 4 契約変更の理由（具体的に記載してください。）

備考 申請書の提出に当たっては、知事が必要と認める書類を添付してください。

<p>様式第13号 (第34条関係)</p> <p>県有財産借受期間更新申請書</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>申請人 住所 氏名又は名称 所 氏名又は名称          〔連帯保証人 住所 氏名又は名称〕  <small>(印)</small></p> <p>下記のとおり借り受けている県有財産について、年月日をもって借受期間が満了しますので、借受期間の更新を申請します。</p> <p>1 所在地 記</p> <p>2 財産の区分</p> <p>3 面積又は数量</p> <p>4 借受目的又は用途</p> <p>5 契約締結年月日</p> <p>6 借受期間満了年月日</p> <p>7 更新後の借受希望期間</p> <p>備考          1 申請書の提出に当たっては、申請人の印鑑登録証明書を添付してください。          2 連帯保証人を立てる場合には、当該連帯保証人の印鑑登録証明書を併せて添付してください。          3 申請人又は連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。</p>	<p>年月日</p>
<p>様式第14号 (第37条関係)</p> <p>罹災等届</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>申請人 住所 氏名又は名称 所 氏名又は名称          〔連帯保証人 住所 氏名又は名称〕  <small>(印)</small></p> <p>借り受けている県有財産について、下記のとおり滅失(毀損)しましたので届け出ます。</p> <p>1 契約締結年月日 記</p> <p>2 借受財産の所在地、区分又は面積若しくは数量</p> <p>3 滅失(毀損)の程度</p> <p>4 滅失(毀損)による損害見積額</p> <p>5 滅失(毀損)の理由(具体的に記載してください。)</p> <p>備考 届出に当たっては、現場写真を添付してください。</p>	<p>年月日</p>

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号（第41条関係）

公有財産現状変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請人 住 所  
氏名又は名称

㊦

下記のとおり公有財産の現状変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 公有財産の所在地，区分又は面積若しくは数量

2 現状変更を必要とする理由及びその概況（具体的に記載してください。）

3 工事の概要等

(1) 概 要

(2) 工 期

(3) 施工業者の氏名又は名称

備考

1

申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 工事の実施のために必要な図面、仕様書、写真その他の工事に関する書類  
(2) 申請人が個人である場合においては、申請人の住民票の抄本（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により知事が当該申請人に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用する場合を除く。）及び印鑑登録証明書（③に規定する場合を除く。）

(3) 申請人が日本国籍を有しない者である場合においては、申請人の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書

(4) 申請人が法人である場合には、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書

2 借り受けている公有財産の現状変更の場合には、1(2)及び(4)に掲げる書類のうち印鑑登録証明書の添付は、不要です。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第十八号へ及びト中「行政財産である土地又は普通財産」を「公有財産」に改め、同表各課長の専決事項の項第二十五号ホ(1)中「若しくは鉄塔類」を「鉄塔類若しくは土地評価に影響しない架空電線類」に改め、同号ホ(2)中「(1)に掲げる使用以外の使用で」を削り、「もの」の下に「(1)に掲げるものを除く。」を加え、同号へ及びト中「行政財産である土地又は普通財産」を「公有財産」に改め、同表総務部長の管財課に係る専決事項の項中「ロ及びニ」を「イから八まで及びホ」に、「専決」を「専決」に改め、同項イ中「である土地」を削り、「地上権」の下に「若しくは地役権」を加え、同項中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

八 行政財産の無償貸付け等の承認（第二十八条の二）

別表第一管財課長の専決事項の項第一号中「、ハ及びニ」を「からホまで」に、「専決」を「専決」に改め、同号ロ中「である土地」を削り、「第二十五条」を「第二十四条、第二十五条」に改め、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 行政財産の無償貸付け等の承認（第二十八条の二）

別表第三第二号ハを次のように改める。

八 行政財産に関する次のこと。

(1) 次に掲げる行政財産の目的外使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免

( ) 電柱類、鉄塔類若しくは土地評価に影響しない架空電線類の設置又は管類（ケーブルを含む。）の地下埋設

( ) 使用期間が一年を超えないもの( )に掲げるものを除く。( )

(2) 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け

附 則

この訓令は、平成二十三年一月二十五日から施行する。